

「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」中間案にかかるパブリックコメントでいただいた
主なご意見と県の考え方

資料2

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
⑤その他(①～④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

※下記の「ページ」欄の数字は中間案のページ番号です。()書きは、最終案(案)のページ番号です。

ページ	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
1 (1)	第2節 計画の位置づけ	・スマイルプランは少子化対策計画であるというのに「これから産むため」よりも「産んだ後のため」ばかりを審議すると考えるため、現状での審議には不満がある。「これから産むためには、産んだ後に不安が無いことが必要」といった理由によって、未婚者を取り残される現状では、SDGsに基づかないと考える。それで未婚者の希望がかなうことなど絶対に無いと考える。希望がかなう三重というのは、既婚者の希望だけをかなえることだけに全力を注いできたのではないかと。もっと未婚者への取組を行い、格差を是正すべきである。	④	子どもスマイルプランでは、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに切れ目のない取組をしていきます。 ライフステージの「若者／結婚」では、結婚を希望する方への出会いの支援を行うとともに、結婚や子どもを持つ希望をかなえ、地域で安心して生活するためには安定した経済基盤を確保することが重要なことから、若者等の雇用対策を実施していきます。 少子化の要因は複数の要素が関係していることから、それぞれのライフステージにおいてさまざまな取組を推進していきます。	個人
2 (1)	第2節 計画の位置づけ	・スマイルプランは五つもの計画を兼ねる総合計画となっているから、審議がぼやけると考える。各計画別に、分科会を設け、環境生活部のように分科会別での審議を行うべきである。現状は子育てのみに分科会を設けている。未婚者支援については、庁内会議とせずに、有識者を含めて開いた会議とすべきである。孤独・孤立の輻輳化は、既婚者よりも未婚者のほうにこそ顕著なものとなると考える。ワンオペ育児の防止を進めるとともに、ワンオペ人生の防止も必須だと考える。	④	少子化の要因には複数の要素が関係しており、さまざまな取組が必要なことから、子どもスマイルプランでは「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに切れ目のない取組をしていきます。そのため、子どもスマイルプランは少子化対策計画であるとともに、その他関連する4つの計画と一体化した計画となっています。 なお、子どもスマイルプランは「三重県少子化対策推進県民会議(計画推進部会)」、子ども・子育て支援事業支援計画は「三重県子ども・子育て会議」、子どもの貧困対策計画及びひとり親家庭等自立促進計画は「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にて、さまざまな分野の関係者からご意見等をいただいているところです。 また、出会いの支援においては、「みえ出会いサポートセンター」に寄せられる多くの相談から結婚希望者のニーズを把握するとともに、市町担当者会議において情報共有等を図るほか、有識者からご意見等をいただくことなどを行っています。	個人
3 (3)	第1節 第一期スマイルプランを振り返って	・第一期スマイルプランの進捗状況は、概ね順調であるとは決して考えられない。予め設定しておいた目標数値が低く、「進んだ」「ある程度進んだ」とされる目標は進んだうちに入らないと考える。容易に達成できる目標を置くべきではない。	④	第一期スマイルプランの目標数値は、実現可能かつ挑戦的な目標値とし、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等での議論をふまえ、関係部局等で構成する「みえ子どもスマイルプラン推進本部会議」において決定しました。 第二期スマイルプランにおいても同様に目標項目、目標数値を検討し、同県民会議等でご意見をいただき決定していきます。	個人
4 (3)	第1節 第一期スマイルプランを振り返って	・合計特殊出生率は、今までの低かったのだと思う。三重県は、人口が流出している県である。大学生が県外に流出しているのだから、出生率が高めに出るのが普通だと思う。にもかかわらず今までは流入県の愛知県より出生率が低い状況だった。日本一の増加幅を以てしても愛知県に並んだだけである。九州のように高止まりさせることが出来なかったから増加幅が高く出たというだけのことで、特に誇れるようなことではないと考える。	③	県では少子化対策を県政の重点テーマに位置づけ、これまで重点的に取組を進めてきており、平成30年の合計特殊出生率の結果は、市町や企業・関係団体の皆様が、それぞれの立場で少子化対策の取組を進めてきていただいたおかげだと感じています。 第二期スマイルプランにおいても、さまざまな主体との「協創」をより推進し、少子化の現状を改善できるよう取り組んでいきます。	個人

ページ	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
5 (3)	第1節 第一期スマイルプランを振り返って	・「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合が減少傾向であるのは、子どもに声をかけようとする、断る親もいることがあると考える。断る親子に見守りや応援をしたいと感じるのは難しいと思う。まずは、親側の受援力を高めることも必要ではないか。	④	子どもスマイルプランでは、めざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」とし、総合目標の一つとして「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を掲げています。その目標の分析として、県民の「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合を調査しましたが、同時期に小中学生の保護者に対して行った調査では、「子育てをする上で、近所・地域の支え」について「とても重要だと思う」または「やや重要だと思う」と回答した割合は約9割となっています。 第二期スマイルプランでは、「支え手」「受け手」という関係にとられず、人と人の結びつき、つながりである「縁」を育んでいく視点を大切にして、各取組を行っていきたく考えています。	個人
6 (3~4)	【ライフプラン教育の推進】	・「不妊の原因の半数は男性にもある」ことは、「男性のみにある」及び「男女にある」の二つを合わせた数値であることが知られていない。女性のみならず、男性に対しても、所得増加に向けた取組を行わなければならないと考える。団塊ジュニア世代や氷河期世代の人たちも年齢が上がっていく。スマイルプランは女性のみに行う施策を、女性のみ限定すべきか、再検討することから始めてみるべきであると考えます。	②	県では、不妊に悩む夫婦が増加していることから、特定不妊治療や男性不妊治療の助成のほか、不育症治療等県独自の経済的支援を行うことで経済的負担の軽減に努めています。 また、思春期世代を対象とした妊娠・出産や性に関する正しい知識の普及を図るため、ライフプラン教育を推進するとともに不妊症に関する正しい知識の普及啓発のための講演会を開催するなど広く県民に対して不妊症及び不妊治療の理解を深めるための取組を進めます。	個人
7 (5)	【若者の雇用対策】	・企業の「人材確保が困難」や「人材確保のノウハウを学ぶ機会がない」という意見には疑問である。行政に対して、本当に企業が困っていると言っているならば、もっと三重県が取り組んでいると考えるからである。	④	県では、事業所アンケートを実施しており、その結果を施策の参考としています。 令和元年度に実施した事業所アンケート(県内企業4,000件、県外優良企業1,000件)では、人材の過不足状況について、57.1%の県内企業が「不足している」と回答し、想定どおり採用できているかの問いに対しては、66.4%が「できていない」としています。 こうした結果もふまえ、県内企業の人材不足が解消するよう、取組を進めているところです。	個人
8 (5)	【出逢いの支援】	・「思いやりアクション」は、既にもう出逢ったカップルに対する支援であり、出逢いの支援では無いと考える。	④	「思いやりアクション」は、夫婦や恋人がパートナーに対する「感謝」「愛情」「信頼」の気持ちを、行動を通じて伝えることを企業、団体など地域が一体となって応援することにより、社会全体で結婚を応援する気運醸成を図るため取り組んでおり、「出逢いの支援」の一つとして挙げています。	個人
9 (5)	【出逢いの支援】	・結婚支援担当者会議は、実務家のみ閉ざされたものとはせず、結婚支援県民運動会議として拡大して公開で開催し、三重県知事を座長とする大がかりなものとするべきである。	④	県では、各市町における結婚支援にかかる取組や県の取組の情報共有を図ったり、国交付金の申請手続きの説明を行ったりするため、市町の関係課職員を対象とした担当者会議を開催しています。 公開の会議としては、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進会議や、同会議のもとに設置した計画推進部会において、結婚支援も含めた県の取組等に対してご意見をいただいています。	個人
10 (10~11)	<第一期スマイルプランに係る重点的な取組の進展度等一覧>	・目標数値が極めて低い。極めて低い目標を掲げておいて、概ね順調であると判断していると考えます。雇用対策ができていないのに、人手不足であるというはおかしいと考える。	④	第一期スマイルプランの目標数値は、実現可能かつ挑戦的な目標値とし、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等での議論をふまえ、関係部局等で構成する「みえ子どもスマイルプラン推進本部会議」において決定しました。 第二期スマイルプランにおいても同様に目標項目、目標数値を検討し、同県民会議等でご意見をいただき決定していきます。	個人
11 (27)	第1節 めざすべき社会像	・三重県は、晩婚化が進んでいると思う。「若者」は15歳から29歳だと思ふ。結婚するのは若者だけではない。「若者が経済的な要因により結婚できないこと」と計画に記載することはどうかと考える。	①	当該箇所はその前に「例えば、」とあり例示したものですが、ご指摘をふまえ「若者が」を削除いたします。	個人
12 (28)	(3)人や企業、地域社会の意識を変える	・「若い社員が結婚でき」と記載があるが、結婚は若い社員がするものである、という価値観の押しつけのようにも読める。価値観に踏み込むものではありません、と言っておきながら、次の項目でこのように表現するのはいかかかと考える。	①	ご指摘の点をふまえ、該当箇所を「希望する人が結婚でき」に修正いたします。	個人
13 (29)	<第二期スマイルプランの取組を進めるにあたっての基本的な考え方>	・三重県においてあるのは「支え合い」ではなく「支えさせ」のみだと考える。「支え手」の無償労働を求められるだけで、支えられることなど私は一度もない。有配偶者になったら、或いは、高齢者になったら、「受け手」側になることも有り得るよう思わせ、私は今までずっと「支えさせ」の側になり続けてきた。三重県はいつになったらSDGsに基づくようになるのかと思う。今までずっと、嫌という程に、取り残されてきた三重県が、誰一人取り残さないSDGsに基づくわけがないと考える。立場や世代を超えて、は立場や世代を踏まえて、ではないことが本当にわかっているかと思う。	④	第二期スマイルプランでは、子どもや子育てに係る取組を進めるにあたって、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、人と人のつながりである「縁」を育んでいくという視点を各取組の方向性として取り入れます。 「縁」は人と人、人と地域、地域と地域など異なるもの同士をつなげていく力を持っていて、結びつくことによって大きな力を持つのではないかと考えています。 「縁」により支え合うことは、子どもや子育て世代を支援するだけでなく、支援する側も「人生100年時代」において、仕事のリタイア後を含めて生活を豊かにすることに通じると考えられます。また、「縁を育む、縁で支える」「協創」の視点をもって取り組むことは、「多様性」と「包摂性」というSDGsの考え方にもつながるものだと考えます。	個人

	ページ	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
14	32 (36)	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	・第一期スマイルプランで「若者／結婚」としてきたものは晩婚化に伴って時代に合っていないと考える。結婚は若者だけがするものではない。誰一人取り残さないと言っておきながら未婚中高年を取り残していると考える。「等」でごまかしてはいけな いと思う。「雇用・困窮・結婚」で何故いけないのか。出逢いの支援において、三重県が思っている以上に、所得が低いことは極めて深刻な問題である。民間の研究機関も、未婚者の所得を問題として挙げている。三重県に足りない視点はそこだと考える。	④	子どもスマイルプランは少子化対策計画、次世代育成支援行動計画であり、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、ライフステージごとに各取組を整理し、必要な方に必要な支援が届くよう、切れ目のない取組を行っています。なお、ライフステージの「若者／結婚」は、結婚は若者だけに限定するものではないことから、このように表しています。	個人
15	32 (36)	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	・第2節の(2)(3)(4)は、全て重点的な取組とすべきだと考える。	④	子どもスマイルプランにおいて、ライフステージごとの取組はいずれも大切で推進していく必要があると考えていますが、その中でも、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」と位置づけています。 「(2)出逢いの支援」は、みえ出逢いサポートセンターへの会員登録数も順調に増加し、婚活イベント等を実施する民間団体も増え、また市町の取組も徐々に進んできたことから、今後は、同センターの役割を団体等からの相談を受けたり、市町間連携を促したりするなど、団体や市町のサポートを中心とした活動としていくことを考えているため、重点的な取組としていません。 「(3)困難を有する子ども・若者への支援」は、ひきこもりや若年無業者のほかさまざまな困難な状況があり、重点的な取組としてではなく、長期的な視点で取り組んでいく必要があると考えています。 「(4)自殺対策」も、自殺に至る原因はさまざま、別途、第3次三重県自殺対策行動計画を策定し、取組を進めています。	個人
16	32 (36)	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	・第2節(3)の項目名(困難を有する子ども・若者への支援)を変えるべきである。未婚中高年の8050問題を考えると「生活困窮者への支援」で十分だと考える。もう、団塊ジュニアも氷河期世代も若者ではないと思う。「困難を有する子ども・若者・中高年・高齢者」への支援が必要な社会に、もう既になっていると考える。	③	本項目名の「困難を有する子ども・若者」は「子ども・若者育成支援推進法」に使われている表現であり、同法に基づいて刊行される国の子供・若者白書でも、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」として、若年無業者やひきこもりの方などへの支援が記載されています。 一方で、若者のひきこもりの長期化傾向なども十分に認識したうえで、できるだけ早い段階で必要な支援が受けられるよう取り組んでいきたいと考えています。	個人
17	32 (36)	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	・「ライフステージごと」と、第一期スマイルプランでは定義してきたが、第二期スマイルプランでは、「施策ごと」に変更すべきである。未婚中高年をいつまでも若者と定義すべきではないと考える。これから未婚高齢者が激増する10年間を迎えると考え。前期の高齢者の多様化が起きると考える。	④	子どもスマイルプランは少子化対策計画、次世代育成支援行動計画であり、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、ライフステージごとに各取組を整理し、必要な方に必要な支援が届くよう、切れ目のない取組を行っています。なお、ライフステージの「若者／結婚」は、結婚は若者だけに限定するものではないことから、このように表しています。	個人
18	40 (44)	(2)出逢いの支援	・どのような出逢いイベントをするとよいかを検討するにおいて、当事者や有識者による会議を開いていないから、アンケートによる調査で大掴みにするしかない現状があると考える。出逢い支援に特化した会議を、県が開催すべきである。	④	県では、「みえ出逢いサポートセンター」を通じて、民間団体等が行う出会いイベントの情報提供などを行うとともに、個人からの相談も受け付けており、ニーズの把握に努めています。 また、市町の関係課職員を対象とした担当者会議を開催して、上記の同センターに寄せられるニーズ等の紹介や、各市町の結婚支援にかかる取組の共有等を行っています。	個人
19	40 (44)	(2)出逢いの支援	・未婚者を応援するイベントを三重県が主催すべきである。三重県は結婚を応援する機運醸成と言うが、未婚者が気軽に集まれる場所など存在しないと考える。	④	県では、「みえ出逢いサポートセンター」を通じて、結婚を希望する方に対し、出会いの場に関する情報提供を行っています。同センターでは「出逢い応援団体」として、イベント等を実施いただく団体にご登録いただき、出会いイベントの情報提供を行っています。 今後も、地域において出会いや結婚を応援する体制が整い、ニーズに応じたさまざまな出会いの場が提供されるよう取組を進めていきます。	個人
20	41 (45)	(3)困難を有する子ども・若者への支援	・項目名「困難を有する子ども・若者への支援」を変えるべきである。文章中の「困難を有する子ども・若者」という表記は、全て「生活困窮者」に改めるべきと考える。	③	本項目名の「困難を有する子ども・若者」は「子ども・若者育成支援推進法」に使われている表現であり、同法に基づいて刊行される国の子供・若者白書でも、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」として、若年無業者やひきこもりの方などへの支援が記載されています。 一方で、若者のひきこもりの長期化傾向なども十分に認識したうえで、できるだけ早い段階で必要な支援が受けられるよう取り組んでいきたいと考えています。	個人

ページ	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
21	58 (62)	重点的な取組1 子どもの貧困対策【現状と課題】		<p>③ 当該学年で身に付けておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにする等の学力向上の取組は、家庭の経済的状況に関わらず、学力保障の観点から重要と考えています。子ども一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。</p> <p>② 「子どもの自尊感情を育み高める取組」については、貧困対策計画の「2 具体的な取組」「(1)教育の支援」「① 学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開」「ウ 地域による学習支援」に学校・家庭・地域が連携して、「子ども支援ネットワーク」の取組を促進することについて記載しています。</p>	団体
22	68 (72)	重点的な取組4 若者等の雇用対策【重点目標】		<p>④ 結婚の希望をかなえるには、若者が就職することにより、経済的基盤を確立することが重要であることから、重点目標「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」を選定しました。</p> <p>不本意非正規雇用者の正規化対策については、モニタリング指標「25歳～34歳の不本意非正規社員の割合(国)」等を参考にしながら、取組を進めていきたいと考えています。</p>	個人
23	88 (94)	(1)庁外の連携		<p>④ さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進会議や、同会議のもとに設置した計画推進部会において、結婚支援も含めた県の取組等に対してご意見等をいただいています。</p> <p>また、市町の結婚支援担当課職員を対象とした担当者会議を開催して、各市町の結婚支援にかかる取組の共有等を行っているほか、県が運営する「みえ出逢いサポートセンター」に寄せられる多くの相談に関する情報提供を行ったりしています。</p>	個人
24		その他		<p>③ 子どもの受動喫煙については、第二期子どもスマイルプランでは直接的に扱っていませんが、県においては「三重の健康づくり基本計画」(ヘルシーピープルみえ・21)(計画期間:平成25年度～平成34年度)に受動喫煙を防止する環境づくりに向けた取組を位置づけ、令和2年4月の改正健康増進法の全面施行に向けて取組を進めているところであり、県民や関係団体等の多様な意見を参考としながら、他都道府県の状況等もふまえ、条例制定の必要性についても検討することとしています。</p> <p>子どもスマイルプランにおいては、この検討経過を注視し、受動喫煙防止を含めた子どもの健康づくりの記載について、引き続き検討を行ってまいります。</p>	団体